

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
日瀝道路株式会社	東京都千代田区九段北 4-3-29	1-001626

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間                      平成26年1月15日 ～ 平成26年3月14日 （2箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲              茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

平成25年9月24日、茨城県常総工事事務所発注の路面再生工事（常総市水海道高野町地内）において、当該工事に使用するため公道を自走移動していた重機（アスファルトフィニッシャ）に、公衆の運転する軽貨物車が追突し公衆が死亡した事故について、工事を請け負った元請業者、日瀝道路株式会社（一次下請）及び二次下請業者に対し安全管理措置の不適切が認められた。

5 指名停止理由

安全管理措置の不適切により公衆の死亡事故を起こしたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）第2条第1項及び別表第1第6号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第1第6号〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上4箇月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課  
 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地  
 電話 029(240)7123（ダイヤルイン）